

政府は法改正を促進する：2014年の回顧と2015年の展望

外国投資をサポートするための強固かつ包括的な法制度の必要性を認識し、ミャンマー政府は、2014年に多くの重要な法令を施行した。以下は、各分野において、2014年に施行された重要な法令を簡潔に要約したものである。

建設、インフラ及び物流

二つの重要な法律、(a) 複合輸送法 (“Multi-Modal Transport Law”) 及び (b) 電力法 (“Electricity Law”) が今年施行された。

複合輸送法は、複合輸送事業者とその顧客との間の紛争リスクを最小化するため、双方の義務を詳細に規定している。さらに重要なことに、この法律は、「貨物の複合輸送（すなわち、少なくとも二種類の輸送手段を含む貨物品の輸送）」に従事する事業者に対し貨物複合輸送中央委員会 (“Multi-Modal Transport of Goods Central Committee”) からのライセンスを取得するよう義務付けることによる、規制枠組みを課している。

電力法は、分権的な意思決定手続の制定、及び、これまで制限されていた分野への外国資本の参加を図るものである。この法律は、また、発電事業の発展を支援し、地方及び都市部の共同体に対する電力供給の改善を促進することを意図している。

さらに、通信ライセンス規則 (“Telecommunications Licensing Rules”) が、通信法に基づき近時公表され、それぞれの通信ライセンスについて認められる活動の範囲、及び申請のための手続が説明されている。

建設及びインフラの分野において特に目を引くのは、公衆の意見調査及び議論のために2013年11月に草案が公表されていた、コンドミニアム法の成立がなかったことである。コンドミニアム法の成立は、コンドミニアムの所有（特に外国人による所有）に関する現在の議論を解決するものと期待されている。

金融サービス及び資本市場

この分野で今年成立した法律はたった一つ、マネーロンダリング防止法 (“Anti-Money Laundering Law”) であるが、ミャンマーにおける支店開設のために九つの外国銀行に準備免許が公布されたことで、この分野は重要な進展をみせている。また、「銀行及び金融機関法」 (“Banks and Financial Institutions Law”) や、証券取引法 (“Securities Exchange Law”) に基づく政令・規則など、現在審議中の法案も存在する。

マネーロンダリング防止法は、違法薬物取引やテロリズムに関係する資金洗浄に対抗するため、銀行、不動産業者及び専門職への一連の報告義務を導入するものである。さらに、この法律は、検査パネル及び捜査チームを組織し、銀行及び金融機関並びに中央機関の指定する非金融機関及び専門職の側における報告義務を創設することを含み、法執行のための体制を定めている。

また、通知2014年第7号 (“Notification No.7/2014”) の外国為替管理規則 (“Foreign Exchange Management Regulations”) がミャンマー中央銀行によって発行され、海外の貸主からの外貨融資の承認を含む、ミャンマーにおける外貨取引のための手続及び要件に関するさらなるガイダンスが提供されている。

2015年には、主に銀行（国内銀行と外国銀行支店の双方を含む。）及びそれ以外の金融機関の活動を規制するための「銀行及び金融機関法」の成立が期待される。また、2015年10月のヤンゴン証券取引所の開設を見据えて、証券取引法に基づく証券取引規則及び実施のための諸手続が、2015年の早期に公開されることも期待される。

特別経済地域

ミャンマー特別経済地域法 (“Myanmar Special Economic Zone Law”) が 2014 年に成立し、ミャンマーにおける特別経済地域の規制当局が創設され、また、各特別経済地域内における地域構成やそれぞれのインセンティブの仕組みが詳細に規定された。ミャンマー特別経済地域法を実施するための規則はなお審議中であるが、政府は、ティラワ特別経済地域における投資許可申請に関する規則を公表している。したがって、投資家は、すでにかかる投資許可を申請することが可能となっている。

租税

政府は、一連の租税に関する立法により、租税体制を再構築した。それらは、(a) 「所得税法を改正する法律」 (“Law Amending the Income Tax Law”), (b) 「商業税法を改正する法律」 (“Law Amending the Commercial Tax Law”), 及び (c) 連邦租税法 (“Union Tax Law”) である。連邦租税法は、適用税率を定め、商業税の適用対象から除外される物品か否かを決定する。改正後の所得税法及び商業税法は、租税の実際の徴収、及び税務当局の運営について規定している。

一般的なビジネス規制枠組み

政府による一般的なビジネス規制枠組み改善の努力は、MIC 通知 2014 年第 49 号及び 50 号 (“MIC Notifications 49/2014 and 50/2014”) の交付、消費者保護法 (“Consumer Protection Law”) の制定及び環境保護法 (“Environmental Conservation Law”) の成立を通じた、外国投資家による経済活動の再分類をもたらした。さらに、公正な競争の促進を目的とする競争法 (“Competition Law”) の法案が現在審議中であり、公衆の意見調査及び議論のために草案が公表されている。

政府は、また、ミャンマー会社法 (“Myanmar Companies Act”) の改正についても公衆の意見調査及び議論を求めている。ミャンマー会社法の改正条文案は、投資企業管理局 (“Directorate of Investment and Company Administration”) のウェブサイト (<http://dica.gov.mm.x-aas.net/>) に掲載されている。

同時に、2014 年だけでも、合計 241 件の投資許可 (外国投資 182 件及び国内投資 59 件) が、ミャンマー投資委員会 (“Myanmar Investment Committee”) によって交付されている。投資企業管理局によれば、2014 年 11 月 30 日までに、500 億米ドルを超える外国投資が様々な産業分野において承認されている。